様式第12号（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

　次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

　　　　　令和 ５ 年　　月　　日

令和５年４月２３日執行

（五霞町議会議員・五霞町長）選挙

候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 運転年月日 | 報酬額 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |

　　備考

　　　１　この証明書は，雇用の実績に基づいて運転手ごとに作成し，候補者から運転手に提出してください。

　　　２　運転手が五霞町に支払を請求するときは，この証明書を請求書（様式第15号）に添付してください。

　　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には，運転手は，五霞町に支払を請求することはできません。

　　　４　公費負担の限度額は，選挙運動用自動車1台につき，1日を通じて1万2,500円までとなります。

　　　５　同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には，公費負担の対象となるのは，候補者の指定する1人に限られているので，その指定をした1人のみについて記載してください。

　　　６　候補者の指定した運転手以外の運転手については，五霞町に支払を請求することはできません。